

由利郡

〔日本後紀十二〕延曆廿三年十一月癸巳出羽國言秋田城建置以來冊餘年土地境塙不宜五穀加以孤居北隅無隣相救伏望永從停廢保河邊府者宜停城爲郡不論土人浪人以往彼城者編附焉

〔出羽國風土略記由利郡〕延喜式第二十二卷出羽國上管拾一郡の中には由利郡といふなし但二

十八卷出羽國傳馬の條下に由利六疋と有此比は郷里の名にして郡名にはあらず五國史等に

も由利郡といふ事見へず和漢三才圖繪に由利は後に郡數に加へ待るとあれども時代見へず

予和泉進藤國史を見て考るに上古は秋田郡の内なるべし東は最上郡を隣とし矢島領遣子村よ

り家數百軒ほどあり荏村迄六里有中央に山伏峠といふ有遣子村より峠へ三里峠より荏へ三里あり兩

郡の境に女こじき男こじきと云山貳ツ有南は飽海郡三崎山大師堂を境とし庄内領女鹿村と

由利御領小砂川と元祿年中取替證文あり西は海にして岩組亦濱地有北は龜田領黒瀬村猶田

村を由利郡兩郡の境とす又同領内廣村を仙北の境とす郡中一保十五郷四通有所謂一保の仁

加保也十五郷の小管郷内越郷子吉郷西目郷石澤郷瀧澤郷鮎川郷註玉米郷遣子郷直根郷大

澤郷川内郷前郷内方郷以上矢島領是なり四通といふは内越通川内通大正寺通下濱通是也田龜

也領

〔倭名類聚抄七〕最上郡 郡可郡誤 山方 最上 芳賀 阿蘇 八木 山邊 福有 梁田

大倉 村山 長岡 大山 福岡高山寺本梁田以下六郷無蓋此六郷村山郡郷名之重出宜削

村山郡 大山 長岡 村山 大倉 梁田 徳有

置賜郡 置賜 廣瀬 屋代 赤井 宮城 長井 餘戸

雄勝郡 雄勝 大津大高山寺本作本 中村 餘戸

平鹿郡平鹿郡高山寺本作山本郡 山川 大井 邑知 山本 塔甲 御船 鎰刀 餘戸

飽海郡 大原 飽海 屋代 秋田 井手 遊佐 雄波 日理日理高山寺本作由理 餘戸